

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターの支援状況等について

(令和 8 年 7 月 31 日)

内閣府男女共同参画局

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

- 自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。
- 医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

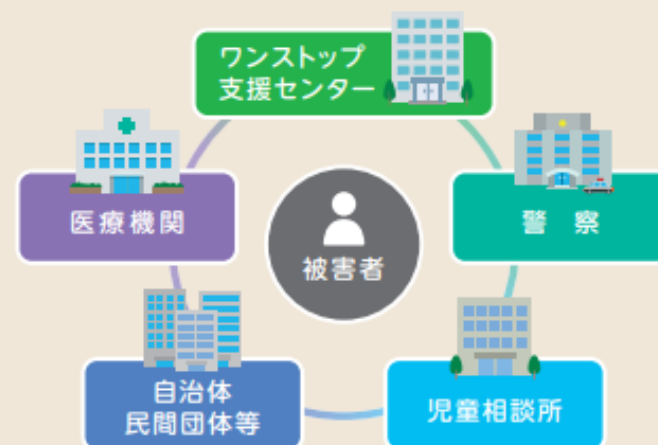
ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、子ども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報は
こちらから



被害者を支える地域のネットワーク



ワンストップ支援センターが
できること

ご本人の意思を尊重し、
右記の支援を行います



相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。



心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。



医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。



法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。



同行支援

病院や警察への同行等を行います。



関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（概要）

目 的 役 割

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

設置主体

- ・都道府県等（都道府県、政令指定都市、中核市）

設置根拠

- ・第6次男女共同参画基本計画
- ・第5次犯罪被害者等基本計画

設置都道府県数 （か所数）

- ・47都道府県
（52か所）

機 能

- ・産婦人科等医療的支援（緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等）
- ・法的支援（弁護士相談、弁護士紹介等）
- ・心理的支援（精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等）

設置形態

- ・病院拠点型（11センター）
- ・相談センター拠点型（3センター）
- ・相談センター中心連携型（38センター）

24時間 運営

- ・20都府県（令和8年4月）
- ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」
夜間休日に対応していない道府県について対応（内閣府が設置）

予算措置

- ・内閣府から、都道府県等に対し、ワンストップ支援センター事業に要する経費の補助として、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付

ワンストップ支援センターの設置促進等の経緯

平成22年	12月	「第3次男女共同参画基本計画」	
平成23年	3月	「第2次犯罪被害者等基本計画」	➡ ワンストップ支援センターの設置促進
平成24年	3月	「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き」	
平成27年	12月	「第4次男女共同参画基本計画」	センター数：25
		➡ 目標：全ての都道府県でセンター「1か所以上」	
平成29年		○性犯罪・性暴力被害者支援交付金を創設	「設置促進」と「運営の安定化」
平成30年	10月	○全ての都道府県でセンター「1か所以上」を実現	センター数：47
令和2年	6月	「性犯罪・性暴力対策のための強化の方針」	
	10月	○全国共通番号「#8891」（はやくワンストップ）の運用を開始	
	12月	「第5次男女共同参画基本計画」	
		➡ 目標：全ての都道府県で「365日緊急対応」	
令和3年	10月	○夜間休日コールセンターの設置 （全ての都道府県で「365日緊急対応」を実現）	センター数：52
令和4年	11月	○全国共通番号「#8891」（はやくワンストップ）の通話料を無料化	
令和5年	3月	「性犯罪・性暴力対策のための更なる強化の方針」	
	7月	「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」	
		➡ こども・若者、男性被害者支援の充実	
令和8年	3月	「第6次男女共同参画基本計画」	
		➡ 目標：全ての都道府県で「連携体制構築の基盤整備」 全ての都道府県で「多様な被害者への支援」	

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター 全国共通番号(R2.10～) 通話料無料化(R4.11～)



「# 8891」
(はやくワンストップ)

性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.11～)

夜間休日の相談や緊急対応のため、ワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」 (R2.10～)



キュアタイム

検索

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和8年度当初予算額 477百万円】

(令和7年度補正予算額 230百万円 令和7年度当初予算額 497百万円)

目的

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを核とする性犯罪・性暴力被害者支援のために都道府県等が取り組む事業(センター運営の安定化、支援の質の向上のための取組等)に要する経費を補助し、各地域の被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

〔交付先〕 都道府県、政令指定都市、中核市

〔対象経費（交付率）〕 ※他の国庫補助制度を適用可能な場合は他制度優先（本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可）

(1) 相談センターの運営費等（1/2）

①相談センターの運営(相談員等の人件費(処遇改善に要する経費を含む)、コーディネーターの配置、24時間対応への取組、夜間休日コールセンターとの連携 等)、②医療従事者・相談員等への研修、③広報啓発、④関係機関との連携強化、⑤被害者の法的支援、⑥連携・協力する医療機関における支援環境の整備(医療機関への負担金、医師等への謝金等)、⑦先進的な取組(SNS相談、外国語対応等)、⑧こども・若者・男性被害者の支援、⑨災害時の運営継続のための取組 ※拠点となる病院を有するセンター等には加算措置がある。

(2) 被害者の医療費等（1/3）

緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、人工妊娠中絶に要する経費 等

(3) AV出演被害防止・救済に関する法的支援（全額）

事業スキーム

内閣府

交付金

都道府県等

※この事業の地方負担に対しては、地方交付税措置が講じられる。

- ① 相談センターの運営費等
- ② 被害者の医療費等
- ③ AV出演被害防止・救済に関する法的支援

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等

医療機関のみならずへ

性暴力の被害者に気付いたら…
ワンストップ支援センターに
ご紹介ください



「性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター」と
医療機関との連携のために
知っていただきたいこと

はじめに

このチラシは、医師や看護師などの医療従事者の方に、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」について理解を深め、センターと連携して、被害者支援にあたっていただくことを目的としています。

性暴力とは、同意のない性的な行為です

- ・レイプ（膣、肛門、口腔への挿入被害）、その他の性的接触だけでなく、言葉やインターネットを通じた性暴力もあります。
- ・レイプドラッグなどによる被害もあります。
- ・被害者と加害者の関係性に関わらず、どのような環境でも起こり得ます。

性暴力は、「性犯罪」となる
場合もあります

例えば…

- ☑ 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪
- ☑ 性的姿勢等撮影罪 など



皆様のご理解とご協力が必要です

被害者は

産婦人科 救急科 小児科
泌尿器科 肛門外科 外科
耳鼻咽喉科 精神科 心療内科

などを受診する可能性があります。

受診した方の性被害に気付いたら、
ご本人の同意を得て、ワンストップ
支援センターにご紹介ください。

コラム①

「あなたは悪くない」と伝えて下さい

性暴力の被害にあったことは、被害者の責任ではありません。しかし、被害者は、自尊心を傷つけられ、何度も自分を責めたりします。

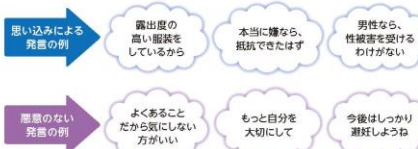
受診者の性被害に気付いたら、ワンストップ支援センター、警察等への相談を勧めるとともに、医療従事者の皆様から「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と、繰り返し伝えてください。



コラム②

二次被害について

周囲からの思い込みや偏見などによる言動によって、さらに傷つけられてしまうことを「二次被害」と言います。
この二次被害によって、被害者は無力感や罪悪感、自責感を強め、心を閉ざし、治療や相談を中断してしまうことがあります。
二次被害防止の重要性についてご理解頂き、被害者に寄り添ったご対応をお願いします。



性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

- 自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。
- 医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、子ども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報は
こちらから



被害者を支える地域のネットワーク



できること
ワンストップ
支援センターが

相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。

医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。

同行支援

病院や警察への同行等を行います。

心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。

法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに行きます。

関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

性暴力の被害者を診察したら、
ワンストップ支援センターに
ご紹介ください。

被害者に寄り添い、サポートします。

全国共通番号「**#8891**」に
電話すると、最寄りのセンターに
つながります。
(ご相談は匿名でも承ります。)



ワンストップ支援センター全国共通番号

短 編 **#8891** ひかり電話 **0120-8891-77** 通話料無料 24時間365日

内閣府男女共同参画局HP

性犯罪・性暴力とは 内閣府

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/leaflet_2024_02.pdf



内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課
03-5253-2111 (代表)



厚生労働省医政局総務課
03-5253-1111 (代表)



全国のワンストップ支援センターの支援の質の向上のための取組

研修機会の提供

○研修の実施・オンライン研修教材の提供

- 【目的】 ワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関の対応能力の向上
- 【対象】 相談員、センター長・コーディネーター、行政職員、医療関係者等
- 【テーマ】 性暴力被害者支援の基本的姿勢・留意点、SNS相談、医療現場における初期対応、刑法改正を踏まえた心理的支援・法的支援、障害者・男性等の多様な被害者支援 等



支援ノウハウの共有

○支援事例集の配布

- 【目的】ワンストップ支援センターにおける適切な支援の提供
- 【対象】ワンストップ支援センター、都道府県等所管課、関係省庁
- 【テーマ】 子供や若年層の性被害(令和2年度)、障害者、男性等に対する支援(令和3年度)、こども・若者の性犯罪・性暴力被害(令和5年度)



センター間のネットワーク構築

○全国ネットワーク会議の開催

- 【目的】 全国のワンストップ支援センター間のネットワーク構築、相互の連携や学び合いの促進
- 【内容】 地域における関係機関との連携等に関する好事例の横展開等



被害者の属性

【性別】

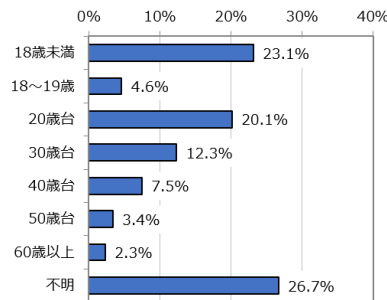
- ✓ 電話相談では**女性85.8%、男性9.7%**。面談では女性96.5%、男性3.3%。

【被害時の年齢】

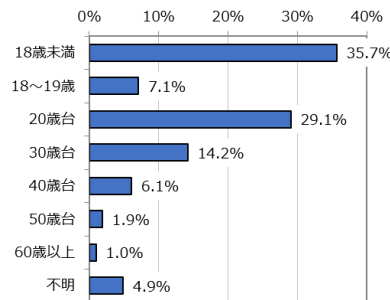
- ✓ 被害時の年齢については、電話相談及び面談において、**18歳未満(電話相談23.1%、面談35.7%)**が最多であった。
- ✓ さらに、18歳未満で見ると、電話相談と面談ともに、いずれでも、13歳～15歳(中学生)が最も多い。

被害時の年齢

【電話相談】(n=10,609)

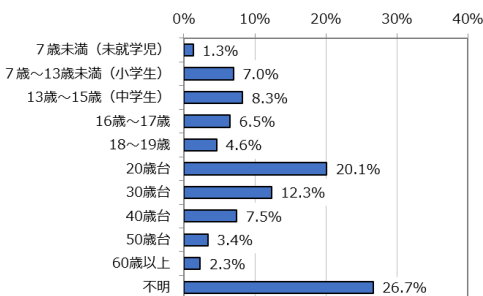


【面談】(n=998)

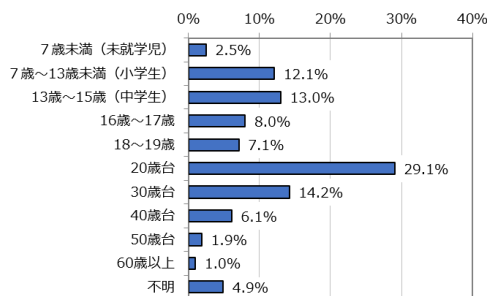


被害時の年齢(18歳未満の区分あり)

【電話相談】(n=10,609)



【面談】(n=998)



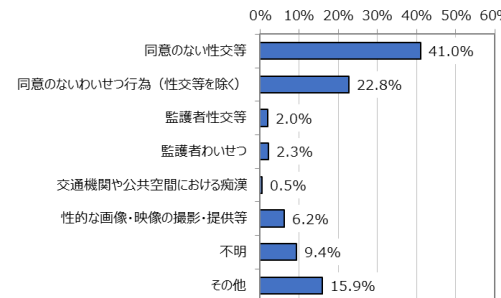
被害状況

【被害類型】

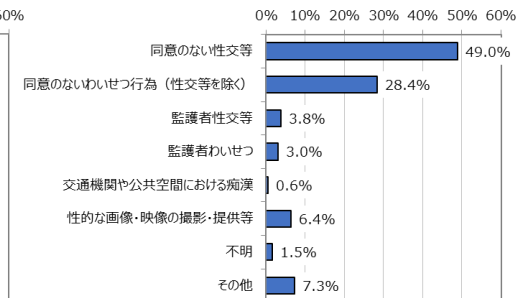
- ✓ 電話相談と面談ともに、**同意のない性交等(電話相談41.0%、面談49.0%)**、**同意のないわいせつ行為(同22.8%、同28.4%)**が多い。

被害類型

【電話相談】(n=11,996)



【面談】(n=1,035)

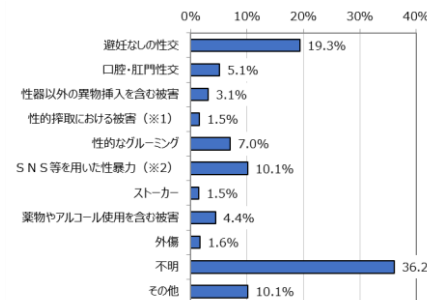


【被害内容(被害の付加情報)】

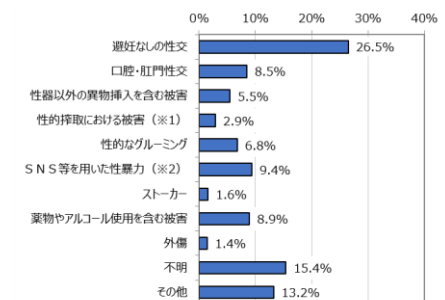
- ✓ 電話相談と面談ともに、**避妊なしの性交が最多(電話相談19.3%、面談26.5%)**。次いで、**SNS等を用いた性暴力※2(同10.1%、同9.4%)**となっている(その他、不明を除く)。

被害内容

【電話相談】(n=4,556)



【面談】(n=695)



※2:手段・態様としてSNS、ゲーム等のコミュニケーション・アプリ(SNS等)を用いた性暴力。具体例として、SNS等を介した面会の要求や性的な画像・映像の要求、第三者提供や拡散をするとの脅し、意に反して実際に送信した、第三者提供・拡散された、その他性的な行為をするとの脅し、個人情報の晒し、性的な文言・画像・映像等を送り付けられた、SNS等で成りすました者と出会い性的な行為を強要された等。

【支援員数、支援員の待遇】

- ✓ 相談員748人中、最低賃金以上は525人(70.2%)、**無給・交通費程度は208人(27.8%)**。
- ✓ コーディネーターやスーパーバイザーといった専門人材においても無給・交通費程度の給与で働いている方が存在していることがわかった。
- ✓ 令和元年度調査及び令和4年度調査と比較すると、令和元年度調査から令和4年度調査にかけては、相談員の総実人数は微減でほぼ横ばいであったが、**令和4年度調査から令和7年度調査にかけては、大幅に減少(928人→748人)**。
- ✓ コーディネーターと相談員の合計人数に占める無給・交通費程度の人員数の割合について見ると、令和元年度26.4%、令和4年度27.2%、令和7年度25.1%と過年度調査から現在に至るまで一定数いる。

センターの支援員数(令和7年6月1日時点)

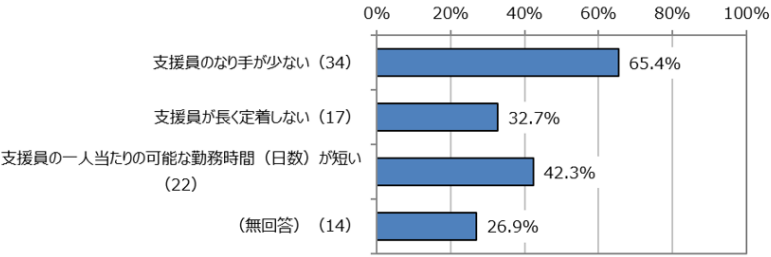
		合計 (人)	平均値 (人)	最大値 (人)	最小値 (人)	回答 センター数
実人数	コーディネーター（コーディネーター的役割を担っている相談員含む）	99	1.9	9	0	51
	相談員（上記以外の全ての相談員）	748	14.7	49	0	51
	スーパーバイザー	45	0.9	7	0	51
	事務局（専任）	35	0.7	4	0	51
	その他（SANE等）※4	100	2.0	39	0	51
うち最低賃金以上の人数	コーディネーター（コーディネーター的役割を担っている相談員含む）	92	1.8	9	0	51
	相談員（上記以外の全ての相談員）	525	10.3	41	0	51
	スーパーバイザー	35	0.7	7	0	51
	事務局（専任）	31	0.6	4	0	51
	その他（SANE等）	96	1.9	39	0	51
うち無給・交通費程度の人員数	コーディネーター（コーディネーター的役割を担っている相談員含む）	5	0.1	3	0	51
	相談員（上記以外の全ての相談員）	208	4.1	47	0	51
	スーパーバイザー	3	0.1	1	0	51
	事務局（専任）	0	0.0	0	0	51
	その他（SANE等）	2	0.0	1	0	51

※4:「その他」とは、SANE、看護師、助産師、公認心理師、臨床心理士等
SANEは、看護ケアに必要な性暴力に関連する心理・身体・社会および及び法医学的な知識・技術・態度について日本の現状に即した専門的な教育を受けた看護師。(出典：一般社団法人日本フォレンジック看護学会「日本版性暴力対応看護師(SANE-J)教育ガイドライン 第5版」)。

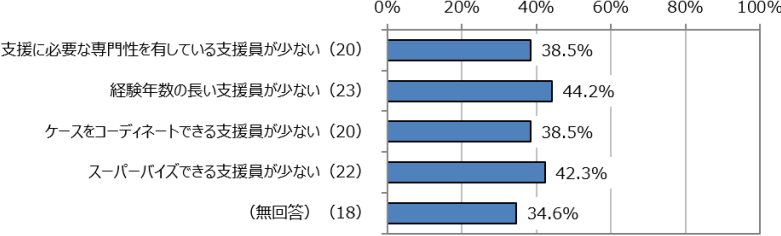
【支援体制上の課題】

- ✓ **支援員の確保**:支援員のなり手が少ない、**支援員の専門性**:経験年数の長い支援員が少ない、スーパーバイズできる支援員が少ない、**支援員の待遇**:待遇が業務内容に見合っていない、**夜間・休日の相談対応**:支援員の確保が難しい等が課題として挙げられた。

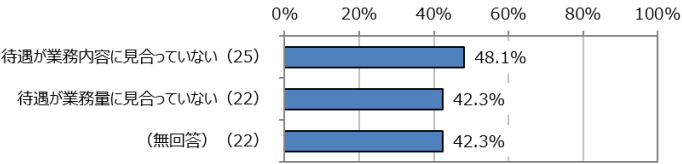
支援員の確保について(複数回答)(n=52)



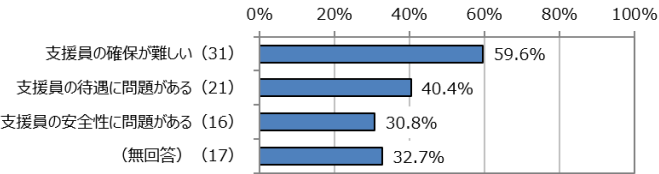
支援員の専門性について(複数回答)(n=52)



支援員の待遇について(複数回答)(n=52)



夜間・休日の相談(複数回答)(n=52)



【関係機関との連携状況】

- ✓ ワンストップ支援センターが関係機関と実施している会議の開催回数について、定期的な会議及びケース検討会議ともに、**警察(定期的な会議19.2%、ケース検討会議27.4%)**の割合が最も高い。
- ✓ 一方、**学校・教育委員会(定期的な会議3.8%、ケース検討会議2.4%)**、病院の医師や看護師(小児科)(同4.5%、同1.1%)の割合は低かった。

関係機関との会議開催状況

			合計 (回)	平均値 (回)	最大値 (回)	最小値 (回)	回答 センター数
定期的な 会議の回数	警察		102	2.0	12	0	51
	病院の医師や看護師	産婦人科	78	1.6	12	0	50
		精神科	17	0.3	6	0	51
		小児科	24	0.5	12	0	51
		その他	9	0.2	6	0	50
	児童相談所		32	0.6	12	0	51
	学校・教育委員会		20	0.4	6	0	50
	弁護士会(弁護士)		56	1.1	12	0	51
	自治体(市区町村等)		35	0.7	11	0	51
	女性相談支援センター		74	1.5	50	0	50
	民間支援団体		45	0.9	12	0	51
	その他		40	0.8	12	0	50
ケース検討 会議の回数	警察		103	2.0	44	0	51
	病院の医師や看護師	産婦人科	35	0.7	12	0	51
		精神科	21	0.4	10	0	51
		小児科	4	0.1	2	0	51
		その他	0	0.0	0	0	50
	児童相談所		20	0.4	12	0	51
	学校・教育委員会		9	0.2	4	0	51
	弁護士会(弁護士)		78	1.5	74	0	51
	自治体(市区町村等)		18	0.4	10	0	51
	女性相談支援センター		34	0.7	20	0	51
	民間支援団体		18	0.4	12	0	51
	その他		36	0.7	12	0	50

【協力医療機関数】

- ✓ 協力医療機関数は、**1センターあたり平均で約 30.4か所**と、令和4年度(平均で約24.6か所)と比べて増加している。

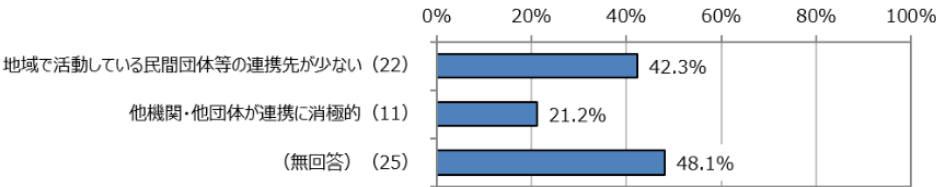
協力医療機関数 (令和7年6月1日時点)

	合計 (機関)	平均値 (機関)	最大値 (機関)	最小値 (機関)	回答 センター数
協力医療機関数の合計	1,551	30.4	154	1	51
うち産婦人科	1,306	25.6	132	1	51
うち精神科・心療内科	255	5.0	42	0	51
うち小児科	16	0.3	3	0	51
うち泌尿器科	41	0.8	9	0	51
うち肛門外科	8	0.2	4	0	51
うちその他の診療科	24	0.5	10	0	50

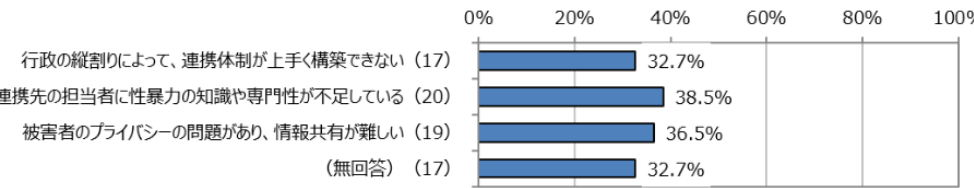
【連携上の課題】

- ✓ **連携先の確保**: 地域で活動している民間団体等の連携先が少ない、**連携の在り方**: 「**連携先の担当者に性暴力の知識や専門性が不足している**」、「**被害者のプライバシーの問題があり、情報共有が難しい**」等が課題として挙げられた。
- ✓ 「**連携先の担当者に性暴力の知識や専門性が不足している**」については、令和元年度(44.9%)及び令和4年度(53.8%)と比較すると、令和7年度における割合は減少している。

連携先の確保について(複数回答)(n=52)



連携の在り方について(複数回答)(n=52)



近年の性被害の状況・傾向

【被害者の低年齢化、SNSを通じて発生した性被害】

- ✓ 15歳以下の子どもによる被害相談が増加していると指摘する意見が多くみられた。
- ✓ 10歳台では、家庭内(親やきょうだい等)、学校、塾や習い事などでの被害が多くみられるほか、特に増加が顕著なものとしてSNS関連の被害が挙げられた。
- ✓ マッチングアプリやSNSで知り合った相手から不同意性交の被害を受ける事案や、ビデオ通話の中で裸のスクリーンショットを撮影され、「拡散する」と脅される事案の相談が増えていると回答するセンターもあった。
- ✓ 性的画像・映像については、インターネット上の拡散だけでなく、仲間内での拡散や、相手が保有する画像の削除に関する相談も増加しているとの意見があった。
- ✓ 低年齢の場合、保護者が子どもの異変に気づいて相談に至るケースが多く、その場合、子どもだけでなく保護者も含めた支援が必要との意見があった。

【障害を持つと思われる被害者からの相談】※5

- ✓ 発達障害・精神障害・知的障害等を持つと思われる方からの被害相談が増加傾向にあると認識しているセンターが増えている。
- ✓ 障害を持つと思われる相談者の場合、発達の偏りによって文脈や相手の意図を正確に読み取れないといった障害特性につけ込み、加害が行われるケースや加害者が繰り返し被害を与えるケース等の特徴がみられる。

【幼少期や相当程度過去の性被害の影響に関する相談】

- ✓ 72時間以内の急性期ケースだけでなく、数年以上前等の相当程度過去の性被害に関する相談が多く寄せられている。
- ✓ 既に精神科等の医療機関に通院しているケースも多いが、過去の性被害を主治医に打ち明けられず、センターでのカウンセリングを希望するケースもある。

【男性被害者からの相談】

- ✓ 男性被害者からの相談については、以前に比べて面談や直接支援につながるケースが増えているとするセンターがある一方で、面談を提案しても本人が躊躇し、電話相談のみに留まるケースが多いとするセンターもあった。
- ✓ 男児の性被害に関する支援ニーズは顕在化しており、学校側が子ども同士のふざけ合いと受け止めて対応が遅れ、結果として二次被害につながったケースも報告されている。

【日本語以外の言語話者である被害者からの相談】

- ✓ 日本語以外の言語を使用する被害者からの相談が増加傾向にあるとするセンターは多くないものの、対応には多大な時間を要し、様々な課題が生じている。
- ✓ 翻訳ツールを活用する等の工夫をしながら対応をしているセンターも多くみられたが、通訳の確保に苦慮するセンターもあるとの指摘もあった。

※5:本調査においては、被害者の障害特性の有無及び種別等について、診断や障害者手帳の取得の有無等により定義を設けておらず、また、定量的把握も行っていない。本項目は、あくまで相談支援活動の傾向把握を目的として相談員が認識している範囲での状況を尋ねたものに留まることに留意が必要である。

支援状況と課題

【医療的支援】

- ✓ センターによって **公費負担の対象となる医療行為の内容、上限回数や要件が異なり、地域ごとの差が生じている。**
- ✓ 協力医療機関が複数あっても、急性期の対応が必要な場面で受入れを断られるなど、結果として **特定の医療機関に依存せざるを得ない**状況に置かれているセンターも少なくない。
- ✓ 子どもの系統的全身診察を実施できる医師の不足が課題となっている。

【心理的支援】

- ✓ センターによって、**外部機関でのカウンセリング回数や精神科受診回数の拡充、公費負担の対象が異なり、地域ごとの差が生じている。**
- ✓ 予算面の制約から安定したカウンセリング体制が整わないこと、**PTSD等に対して専門的な治療を行える医師の確保が困難**であること、**児童精神科医の不足**により予約が取りづらいこと等が課題として挙げられている。

【法的支援】

- ✓ 弁護士会や地域の弁護士との連携強化が進められるなど、法的支援体制の整備が図られているセンターがある一方で、地域によっては弁護士の数に限られていること、**被害者支援に精通した弁護士の確保が難しい**こと、対応可能な女性弁護士が少ないこと等が課題として挙げられている。

【生活支援】

- ✓ 生活支援を行うに当たって、人員の確保が困難なこと、生活支援の対象範囲や条件の限界等が課題として挙げられている。

センターによる多様な支援

【警察との連携】

- ✓ 警察による専用キットを用いた証拠採取や匿名保管等の取組を活用し、「念のため証拠採取」を行った上で、被害者の希望するタイミングで警察につなぎ、事件化に至ったケースが複数のセンターでみられた。

【きょうだいからの被害への支援】

- ✓ きょうだい間での性暴力が発生した場合、被害児と加害児の双方を抱える保護者に対する心理カウンセリングや不安に寄り添いながらの傾聴等、継続的な支援がなされている。

【性的マイノリティの方への支援】

- ✓ 本人の性自認を尊重した対応、相談や支援に当たって配慮すべきことの確認、性的マイノリティに理解が深い医療機関との連携等、性的マイノリティの方が相談しやすい環境づくりを行っているセンターもある。

センター運営の課題

【支援体制上の課題】

- ✓ 人材不足(特に夜間・休日)、支援員の高齢化、**有償ボランティアの割合の高さ、待遇改善の遅れ、相談員・支援員の育成不足等**を課題として挙げる意見が多かった。
- ✓ 性犯罪被害者等支援には医療・心理・法律等専門的な知識が求められる上、精神的負荷の高い業務であるにもかかわらず、それに**見合った賃金体制が整っていないセンターも少なくない**様子がうかがわれる。

【連携体制の課題】

- ✓ 医療機関との連携、**学校・児童福祉分野との連携**、行政との連携等を課題として挙げる意見が多かった。
- ✓ 医療機関との連携については、**男性被害者の対応ができる医療機関や児童精神科との連携が困難**、医療機関での性犯罪被害者等への配慮に対する理解不足等の課題が挙げられている。

○第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）（抄）

第2部 政策編

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化

（2）具体的な取組

⑨ 被害者と直接接することとなる・・・（中略）性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）、・・・（中略）等の関係機関の職員、女性相談支援員等の関係職員等について、専門性の向上を図り、被害者等に対し適切な対応をとることができるよう、研修機会の充実に努める等、支援に携わる人材の育成を図る。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省、関係府省】

2 性犯罪・性暴力への対策の推進

（2）具体的な取組

② 性犯罪・性暴力の被害は、加害者との関係性などから誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことから、年齢・性別を問わず、多様な被害者がためらうことなく被害を訴え、相談し、適切な支援を受けることができるよう、相談しやすくするための工夫や夜間・休日における相談対応の実施、各都道府県等における相談体制・支援事例等の共有に努めるとともに、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」やワンストップ支援センターの全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」等の相談先等の周知を更に進める。【内閣府、警察庁】

- ④ 各地域での被害者支援における中核的な機能を担うワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、運営の安定化及び支援の質の向上に係る都道府県等の取組を支援する。また、ワンストップ支援センターと、警察、犯罪被害者等早期援助団体、医師会等の医療関係団体、日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。特に、ワンストップ支援センターと連携・協力する医療機関における支援環境の整備等の推進を図る。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ⑥ 性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実のため、産婦人科に加え、小児科、精神科等の多様な診療科における医療関係者及び医療機関のワンストップ支援センターに対する理解を増進するため、医療関係者等への研修や必要な情報の周知等に努める。【内閣府、厚生労働省】

女性活躍・男女共同参画の重点方針2026（女性版骨太の方針2026）における ワンストップ支援センターに関する記載

IV 安全・安心が確保される社会の実現等

1. 性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力への対策などの取組強化

（1）性犯罪・性暴力への対策の強化

② ワンストップ支援センターにおける支援体制の強化

- 個々の被害者の置かれた状況に応じて必要な支援を提供できるよう、ワンストップ支援センターと警察、医療機関、犯罪被害者等支援コーディネーター等の[地域における関係機関等とのネットワークの構築を推進](#)する。また、[ワンストップ支援センターにおける支援の標準化](#)に向けて、関係府省が連携して検討を進める。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- ワンストップ支援センターが持続的に運営できるよう[交付金の活用により運営の安定化を図る](#)とともに、支援員について常勤化を図る等の適切な処遇により職業として確立できるよう支援するなど、[人材確保・体制強化に向けた支援を充実させる](#)ほか、研修等を通じて人材育成を推進する。また、相談先の周知を図るほか、多様な被害者が利用しやすいよう、メール・SNS相談、手話、外国語通訳の活用等の取組を交付金により推進する。【内閣府】